



報道各位

社団法人高層住宅管理業協会

太田昭宏国土交通大臣への要望について

社団法人高層住宅管理業協会(所在地：東京都港区、理事長：山根弘美)は、平成25年1月8日太田昭宏国土交通大臣と面談し以下の要望を行いました(理事長外副理事長7名)。

1. マンション管理組合がコミュニティ活動を適正な法の下に活動できるよう、マンション管理適正化法を改正し、マンション管理組合は財産管理に加え、良好な居住環境を図る団体である旨規定されたい。
2. 建設業法別表第一を改正し、現行の28業種に「改修工事業」を新設し、この業種の適切な施工を確保するための資格として弊協会認定資格「マンション維持修繕技術者」を加えられたい。
3. 旧耐震基準マンションに関する耐震診断及び耐震化推進への対応を図られたい。

太田大臣からは「マンションにおける円滑なコミュニティは非常に大切なことである。」とマンションでのコミュニティ活動の重要性について、実体験を例えにして語るとともに、旧耐震基準マンション耐震化への対応について「党の防災・減災ニューディールに携わっておりその重要性は十分認識している。」また同席の担当課長からは「現状の助成は耐震化改修工事費用の23.4%の補助であるが、これをさらに高めたい。」との発言がありました。



社団法人 高層住宅管理業協会

所在地：東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階

理事長：山根 弘美

設立：昭和54年10月

会員数：391社(平成25年1月7日現在)

本件お問い合わせ先：社団法人高層住宅管理業協会 03-3500-2721 (担当：総務部 鈴木)